

三島市ふるさと納税返礼品等募集要領

1 目的

ふるさと納税制度により三島市（以下、「本市」という。）に寄附いただいた市外在住の寄附者に対し、感謝の意を表するとともに、「三島市ならではの」の商品や役務（サービス）（以下、「返礼品」という。）を贈呈することにより、ふるさと納税を契機とした本市の魅力発信・地域振興等につなげることを目的に、返礼品及び寄附者への返礼品提供にご協力いただける事業者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 返礼品提供事業者の条件

返礼品を提供する法人、団体又は個人事業者（以下、「返礼品提供事業者」という。）は、次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売・サービスの提供等を行っていること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 申請時において、三島市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要領（平成4年三島市告示第127号）に基づく指名停止を受けていないこと。
本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、同要領に掲げる指名停止の要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (4) 次に掲げるものに該当しないこと。

ア 役員等（個人事業者である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（三島市暴力団排除条例（平成24年三島市条例第6号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの。

イ 暴力団（三島市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶

者を利用するなどしたと認められるもの。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。

- (5) 返礼品を提供するため、上記(4)に該当することを知りながら相手方と下請契約等を締結していないこと。
- (6) 原則、電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、本市がふるさと納税の運営に係る事務を委託する事業者(以下、「中間事業者」という。)との連絡が電子メールで確実に取れる状態であること。ただし、中間事業者が電子メール以外の方法で確実に連絡が取れる状態であると認められた場合は、この限りでない。
- (7) 返礼品の提供に関する問い合わせ、苦情、事故及びトラブル(配送に関するトラブルを含む。)に対して、真摯な態度で対応を行い解決に努めるとともに、提供する返礼品及び返礼品提供体制に改善すべき点がある場合は、適切な対応を図ること。
- (8) 品質及び数量の面において、年間を通じて安定的に返礼品を提供できること。ただし、期間限定・数量限定で提供可能なもので、あらかじめ期間や数量を明示できる場合はこの限りでない。
- (9) 本市が返礼品に対する検品、調査等により関係法令や「3 返礼品の条件」に規定される要件を満たしていないと判断した場合には、本市が指定する方法で、代品請求、代金減額、又は損害賠償の請求に係る事項に関し、本市と協議すること。

3 返礼品の条件

返礼品は、次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 平成31年4月1日付総務省告示第179号(以下、「総務省告示」という。)第5条に規定される総務大臣が定める基準(以下、「地場産品基準」という。)に適合するものであること。なお、地場産品基準の適合状況については、最新の法令(解釈含む。)、生産、製造、役務(サービス)の提供内容等の状況により判断する。
- (2) 公序良俗に反しないものであること。
- (3) 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものではないこと。

- (4) 科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと。
- (5) 業として生産しているもの若しくはされたもの、又はサービスの提供をしているものであって、個人の趣味、特技により私的に作成、提供等しているものではないこと。また、当該物品又はサービス以外に別途追加で購入等することが前提となっている物品又はサービスでないこと。
- (6) 自ら生産、製造等したもの以外の場合は、本市のふるさと納税の返礼品とすることについて事前に生産者、製造者等の同意を得ていること。
- (7) キャラクター等を使用する場合において、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- (8) 食品については、産地名を適正に表示すること。また、寄附者に返礼品が到着後、一定期間（概ね1週間以上の）賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うなどして、鮮度を保ったまま適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。また、時間の経過により利用価値が著しく損なわれるものについても同様の配慮を行うこと。
- (9) 返礼品の配送に当たって寄附者との調整が必要な場合は、その体制が整っていること。
- (10) 返礼品の使用に当たって設置等の手続が必要な場合は、返礼品提供事業者がその完了まで手配できること。
- (11) 物品との引き換えに使えるチケット等の場合は、引き換え可能な全ての物品が「3 返礼品の条件」に規定する本項以外の全ての要件を満たすものであること。
- (12) 役務（サービス）の提供の場合は、交流人口の増加による波及効果によって本市の観光に寄与することを目的として、寄附者が実際に本市を訪れることを前提に、本市内で提供されるものであって、次のアからウのいずれかに該当すること。また、旅行業等の登録が必要な内容の場合は、その登録を行っていること。

ア 宿泊

本市内施設における宿泊、本市内施設における宿泊を伴うパッケージツアー等（ただし、地場産品基準を満たす宿泊提供に限る。）

イ 体験

本市内のみを巡るツアー、スポーツ・観光体験（スポーツ・観光施設の入場含む）、本市の魅力を観光客に伝えることができるイベントやコンサ

ート等
ウ 食事

本市内施設において提供される食事であって、提供される食事に係る調理工程がすべて本市内で行われているもの。

- (13) 役務（サービス）の提供の場合は、指定のサービス内容以外での利用及び本市外での利用が不可となる措置を講じること。
- (14) 役務（サービス）の提供の場合は、期間限定のものを除き、原則として発行日から6カ月以上利用可能なものであること。
- (15) 地場産品基準に適合すること及び本市による返礼品提供体制の確認のため、本市に次のアからウについて報告可能であること。ただし、企業秘密に該当するなど本市への報告が困難な場合は、返礼品提供事業者が任意の方法で、地場産品基準に適合すること及び返礼品の安定提供が可能であることを示すことで、報告したものとする。ただし、本市が返礼品の安定提供が困難だと判断した場合、又は総務省からの疑義があった場合はその疑義が解消されるまでは返礼品として取り扱わない。
 - ア 総務省への返礼品の報告にあたり必要となる情報（原産地や原材料の割合、詳細な製造・加工工程、付加価値割合など）
 - イ 直近1年間の生産・製造・出荷・売上などの実績
 - ウ 返礼品の生産・製造・サービスの提供体制
- (16) 本市が求める場合に、返礼品のサンプルを原則として無償提供できること。なお、役務（サービス）の場合は、現場での確認ができること。
- (17) 本市ふるさと納税関連ホームページ等への掲載のため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ・返礼品提供事業者名等）を提供可能であること。
- (18) その他、本事業の目的にふさわしい内容であること。

4 返礼品の品質管理及び提供体制の確保

- (1) 返礼品については、申請時だけでなく寄附募集時から寄附者への配送時に至るまで、常時、原材料、品質、機能、表示、衛生、安全性その他一切の事項について、関係諸法令等（例：食品衛生法、食品表示法、旅館業法等）、地場産品基準及び本要領の「3 返礼品の条件」、全ての基準に適合していること。

返礼品提供事業者は、返礼品がこれらの基準等に全て適合していることを把握すること。

- (2) 返礼品の内容や生産地等に変更があったときは、速やかに「三島市返礼品等提案書」(第2号様式)を本市に提出すること。
- (3) 返礼品登録前及び取扱開始後も、適正な事業実施体制を確保するため、本市は定期的に、食品の産地名の適正な表示が行われていないことが疑われる場合又は安定提供が困難だと疑われる場合その他本市が必要と認める場合に、返礼品提供事業者に対し、必要な調査・確認等を行うことがある。その際は、返礼品提供事業者は調査・確認等に応じること。また、市税の滞納がないことを本市が確認することについて、同意すること。
- (4) 食品を返礼品として取り扱う返礼品提供事業者は、当該返礼品が地場産品基準等において、遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行うこと。

5 返礼品の価格及び寄付金額の設定

- (1) 返礼品の価格は、送料が伴わない返礼品は1,500円以上、それ以外の返礼品は1,250円以上の提案とし、本体価格のほか荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格とすること。
- (2) 設置費用等が別途発生する場合は、その費用は返礼品の価格に含めるものとする。なお、設置の手続きは返礼品提供事業者が行うこと。
- (3) 寄附金額は、送料が伴わない返礼品及び返礼品の価格が200,000円以上の返礼品については、返礼品の価格に3分の10をかけ、1,000円単位に切り上げた額、それ以外の返礼品については、返礼品の価格を4倍し、1,000円単位に切り上げた額を原則として、本市が決定する。

6 費用負担

- (1) 返礼品代金、送料、ポータルサイトへの掲載手数料及びクレジットカード等手数料は、本市が負担する。
- (2) 寄附者からの返礼品の品質等の苦情等により、返礼品の回収及び再配送を行った場合の費用は、返礼品提供事業者の負担とする。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではない。
- (3) 代替品等による補償、交換、その他苦情対応等に要する経費について、本市は一切負担しない。

7 返礼品提供事業者の特典(メリット)

- (1) 本市が契約するふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載される。

- (2) 返礼品の発送時に、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができる。
- (3) 本市がふるさと納税の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合がある。
- (4) 返礼品事業者は、本市のふるさと納税返礼品提供事業者であることを商品の宣言や自社のPRに活用することができる。ただし、総務省告示第2条に規定される総務大臣が定める基準を遵守すること。(不特定多数に向けた返礼品を強調した宣伝広告を行わないことなど。)

8 委託事業者

本市は、寄附の受付や返礼品の発注・配送管理、返礼品代金支払等の業務について、民間事業者の持つ体制やノウハウ、他自治体の取組に係る情報を活用し、効率的かつ効果的に行うため、中間事業者へ委託します。

9 事務の流れ

返礼品提供事業者は、中間事業者からの発注により返礼品を提供します。なお、本市が寄附を受けてから、返礼品提供事業者に対して支払を行うまでの事務の流れは、概ね以下のとおりとなります。

- (1) 寄附者から本市に対する寄附申込み及び返礼品の選択
- (2) 中間事業者から、返礼品提供事業者に対する返礼品の発注
- (3) 返礼品提供事業者から、寄附者に対する返礼品の発送
- (4) 中間事業者から返礼品提供事業者に対して、返礼品代金及び送料の支払い

10 応募方法

(1) 募集期間

随時募集をするが、総務省告示の改正等に伴う対応期間やふるさと納税の繁忙期となる年末等は、募集停止期間を設ける場合がある。

詳細は、三島市ホームページ「ふるさと納税返礼品事業者募集」を確認すること。

(2) 提出書類

ア 三島市ふるさと納税返礼品等登録申請書（第1号様式）

イ 返礼品等提案書（第2号様式）

※返礼品の審査にあたり、追加で資料を提出いただく場合がある。

(3) 提出方法

電子メール

※やむを得ない事情がある場合は、本市と協議の上、書面による提出を可とする。

(4) 提出先

三島市財政経営部財政課ふるさと納税担当

Email : furusatonouzei@city.mishima.shizuoka.jp

11 返礼品の登録

- (1) 申請内容について、本市において、募集条件を満たしていることを審査し、登録することを決定した場合は、総務省において必要な確認を行うため、返礼品情報を静岡県を通じて総務省へ報告する。
- (2) 総務省から返礼品に対する疑義がなかった場合は、本市から返礼品提供事業者及び中間事業者に対し、返礼品取扱決定通知書により通知する。ただし、本市内の農場で生産された農作物など、地場産品基準に適合することが明らかでない場合は、総務省への報告と同時に、決定通知書により通知する。
※総務省からの疑義があった場合、その疑義が解消されるまでは、返礼品として取り扱わない。
- (3) 返礼品提供事業者及び中間事業者において、ポータルサイト掲載に向けて必要な手続き・準備を経て、順次掲載される。なお、掲載順序は本市にて決定する。

12 返礼品登録の解除

次の場合は、返礼品の登録を解除し、取り扱いを停止します。

- (1) 返礼品提供事業者が、本市に登録解除を申し出たとき。
- (2) 返礼品提供事業者又は返礼品が「2 返礼品提供事業者の条件」及び「3 返礼品の条件」に規定する要件を満たさなくなったとき、又は満たしていないことが判明したとき。
- (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により、返礼品としてふさわしくないと本市が判断したとき。
- (4) 返礼品の生産、製造若しくは販売が停止され、又は中止されたとき。
- (5) 申請内容から変更があったにもかかわらず、その報告が本市になされていないとき。
- (6) 効果的、効率的な寄附獲得のために実施する本市及び中間事業者の返礼品選定やPR、事務費削減への取組に返礼品提供事業者が同意・協力いただ

ないとき。

- (7) 申請内容に虚偽があったとき、意図的に事実を隠して申請したとき、又は一時的にでも産地偽装など申請内容と異なる取り扱いを行ったとき。
- (8) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (9) 返礼品の品質等に対し寄附者から苦情が寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は、同様の苦情が多発するとき。
- (10) 返礼品提供事業者が本事業の実施に非協力的で、本事業の遂行に支障を来すと本市が判断したとき。
- (11) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

13 個人情報の保護

- (1) 返礼品提供事業者は、業務を履行するにあたり、個人情報の取り扱いについては、三島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年三島市条例第1号）その他情報保護に係る関係法令を遵守すること。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用しないこと。返礼品提供事業者でなくなった場合も同様とする。

14 損害賠償等

- (1) 返礼品提供事業者は、本要領に規定された内容に違反する行為を行った場合は、当該行為により生じた全ての損害について本市及び寄附者へ賠償しなければならない。
- (2) 各種法令等の改正、総務省の通知等に伴いふるさと納税制度に変更が生じた場合、国の決定によりふるさと寄附制度が終了した場合、又は本市の責めに帰すべき事由がなくふるさと納税制度の指定対象外となった場合において、返礼品提供事業者に不利益又は損害が発生したときは、本市はその責任を負わないものとする。

15 その他

- (1) 寄附者が三島市民である場合、返礼品は送付できない。
- (2) 返礼品は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供を依頼するものであり、買い取りを確約するものではない。
- (3) 登録した返礼品の変更・廃止を希望する場合は、速やかに「三島市返礼品等提案書」（第2号様式）により本市の承認を得ること。なお、寄附件数が

増加する 9 月～12 月の商品内容及び寄付金額等の変更は寄附獲得における機会損失につながりやすいので、極力避けること。

- (4) 次のいずれかに該当する返礼品は、本市の各種広報において優先的に取り扱う場合がある。
- ア 全国的に知名度が高い又はメディア露出が多いなど、話題性の高い団体、施設、イベント、物品に関するもの
 - イ 多くの寄附者に選択されている実績のあるもの
 - ウ 本市施策に関係性があるもの
- (5) 返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について中間事業者へ必ず報告すること。なお、品質等による補償や、クレーム対応については、市は一切の責任を負わない。
- (6) 申請に係る提出書類、資料の返却はしない。また、申請に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (7) この要領に適合していても、本市が返礼品として適当でないと判断した場合は登録しないことがある。
- (8) 寄附者に返礼品の魅力を伝えるためには、掲載する写真が非常に重要となることから、提出された写真によっては、専門家が撮影した写真などと差し替えをお願いすることがある。
- (9) 「12 返礼品の登録の解除」(7) から (10) のいずれかに該当し、返礼品の取り扱いを中止した場合、同一事業者が提供する全ての返礼品の登録を解除し、また返礼品申請は中止の日から 2 年間受け付けない。
- (10) この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によるものとする。

16 問い合わせ先

〒411-8666 静岡県三島市北田町 4 番 47 号

三島市財政経営部財政課ふるさと納税担当

電話：055-983-2768

Email：furusatonouzei@city.mishima.shizuoka.jp

(参考) 地場産品基準 (平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号より)

- 一 本市内において生産されたものであること。
- 二 本市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 本市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。
 - イ 食肉の熟成又は玄米の精白 静岡県内において生産されたものを原材料とするもの
 - ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程 当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が本市内で生じている旨の証明がなされたもの
- 四 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 七 本市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
 - 七の二 本市内に所在する宿泊施設であって、静岡県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、静岡県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
 - 七の三 静岡県内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超

えないもの

- ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）

七の四 本市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

- イ 本市が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

- ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

- ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。